

公 告

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三の規定に基づく防火管理取得講習会を次のとおり実施する。
令和五年六月一日

一 実施する講習

甲種防火管理新規講習（修了者には、修了証を交付する。）

京築広域圏消防本部 消防長 上森 伸



二 講習内容及び時間

※消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者については「防火管理の意義と制度」についての講習を免除することができる。

科 目	時 間（甲種）
防火管理の意義と制度	二時間
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間
防火管理に係る消防計画	二時間
計	十時間

三 講習日時及び場所

(一) 講習日時

講習日は令和五年八月二十四日（木）・八月二十五日（金）の二日間
午前九時五十分から午後四時四十分まで（受付は、九時二十分から九時五十分）

(二) 会 場

京築広域圏消防本部 講堂（豊前市大字荒堀五二五番地一）

四 受講手続き及び受付期間

(一) 受講の申し込み方法

甲種防火管理新規講習受講申込書に写真一枚及び受講料六千円を添え、京築広域圏消防本部予防課指導係へ提出すること。
※講習の免除を受けようとする消防設備点検資格者講習の既修者又は自衛消防業務講習の既修者については、修了証又は免状の写しを添付すること。

※受講申込書は、京築広域圏消防本部又は最寄の署所及びホームページで取得できます。

(二) 受付期間

受講受付期間は、令和五年七月三日（月）から七月三十一日（月）まで
平日の午前九時から午後五時まで（土曜、日曜及び祝祭日は除く。）

五 その他

※新規講習に限り、受講者を「豊前市、吉富町、上毛町、築上町、みやこ町の事業所」に限らせていただきます。

※定員を四十名とし、達し次第受付を締め切ります。

※受講当日37.5度以上の熱がある場合や体調不良の場合等は、受講を遠慮していただくことがあります。
又、マスク（持参）の着用にご協力をお願いします。

※感染症拡大及び自然災害発生等の状況を踏まえ、中止又は延期する場合があります。

※受講手続きその他の問い合わせは、京築広域圏消防本部 予防課指導係まで